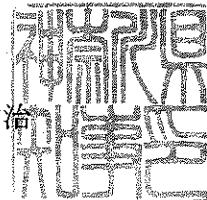


水第2026号
令和4年2月18日

神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



小型機船底びき網漁業（手縄第3種漁業）に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2号の漁業に係る神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項、同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間及び同第16条第2項による許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

| 漁業種類 | 許可又は起業の認可をするべき船舶等の数 | 許可又は起業の認可をするべき船舶等の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格 | (規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件) | 許可又は起業の認可をすべき期間 | 許可の有効期間 |
|-----------------------|---------------------|------------------------|----------|---|----------------|--|---------------------------------|---------------------|-------------------|
| なまこ、ばかがいを目的とする手繩第3種漁業 | 1 | 15トン | 定めなし | 共第3号共同漁業権の漁場の区域のうち、三浦市南下浦町上宮田と同市南下浦町菊名との境界線と最大高潮時海岸線との交点から真方位103度18.4分の線以南の区域 | 1月1日から12月31日まで | 三浦市南下浦町に漁業根拠地※を有し、かつ、なまこ及びばかがいを目的とする手繩第3種漁業を當むことについて、共第3号共同漁業権の漁場の区域において当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者 | なし | 令和4年2月28日から同年3月3日まで | 令和4年3月5日から令和25日まで |

*漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。